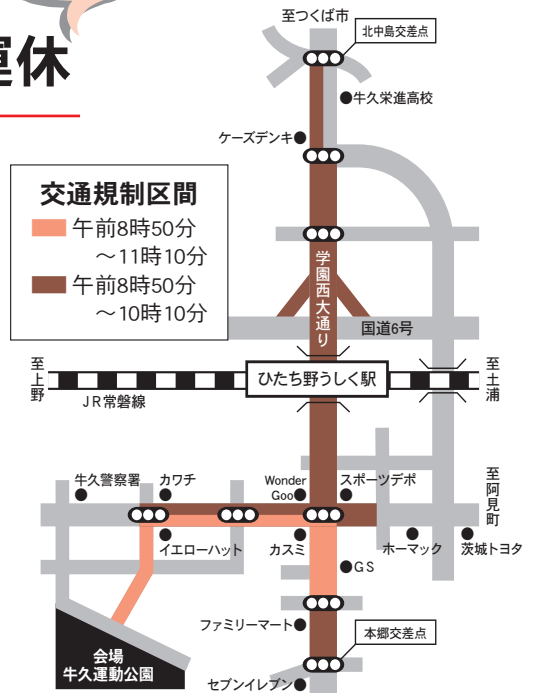


平成28年
1/11(月・祝)

第40回牛久シティマラソン開催に伴う 交通規制およびかっぱ号の一部運休

交通規制 問 牛久シティマラソン実行委員会事務局 ☎873-2486

平成28年1月11日(月・祝)、右図の通り「牛久シティマラソン」開催のため、マラソンコースおよび周辺道路の交通規制を実施します。ご迷惑をお掛けしますが迂回などのご協力をお願いします。



かっぱ号(運動公園ルート)運休 問 社会福祉課 ☎内線1771

当日は下記①～④のかっぱ号を運休します。

- ①牛久駅東口(07:05発)…牛久運動公園…牛久駅東口(08:07着)
- ②牛久駅東口(08:20発)…牛久運動公園…牛久駅東口(09:22着)
- ③牛久駅東口(09:40発)…牛久運動公園…牛久駅東口(10:42着)
- ④牛久駅東口(10:30発)…牛久運動公園…牛久駅東口(11:32着)

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日
(午前9時～午後4時)
問 牛久市消費生活センター
☎830-8802

成人式を迎える皆さん、
契約の基礎知識を身につけましょう



- 1 次のうち契約はどれでしょう?**
- ① 洋服をクリーニングに出す。
 - ② コインロッカーに荷物を預ける。
 - ③ コンビニでお弁当を買う。
 - ④ 友人と買い物に行く約束をする。
- 2 次のうち返品や交換が認められるのはどれでしょう?**
- ① この前買った腕時計よりいいものがあった。返品してほしい。
 - ② 偽ブランドのバッグを本物だと説明されて購入した。
 - ③ オーダーした指輪が小さくて入らない。
 - ④ 同じものが他の店で安くなっていた。お金を返してほしい。

- 1 答え ①・②・③**
- 商品の購入やサービスを利用するのも契約です。契約も約束も相手との取り決めですが、法律上の責任を負うか否かが違います。契約は「法的な責任が生じる約束」なので互いに守らなければなりません。契約は申し込みと承諾によって成立し、口約束でも契約は成立します。売る側には「代金を受け取る権利」と「商品を引き渡す義務」が、買う側には「商品を受け取る権利」と「代金を支払う義務」が発生します。
- 2 答え ②・③**
- 互いに合意した契約は、自分および相手の都合で勝手にやめることはできません。しかし、次の場合は契約をやめることができます。
- ・ 契約で定めた約束を守らない
 - ・ うそなど騙されて契約した
 - ・ 強迫によって契約してしまった
 - ・ 双方で契約解消の合意があった(合意解除)
- 20歳を迎えると自分の判断で契約できますが、同時に責任も生じます。消費者トラブルにあわないために、契約の基礎知識を身につけましょう。